

今月号より、寺院会計・税務相談のページを連載いたします。寺院会計や税務に関することで皆様が日ごろ疑問に感じていることや不明な点について、宗派顧問税理士にご回答いただきます。

Q 寺院にかかる税金にはどのようなものがありますか？

A 昭和二十六年に新宗教法人法が施行され、寺院や神社等宗教活動を行う団体は原則として宗教法人に移行しました。それに伴い、税法においても宗教法人全般に係わる諸規定が整備され、いくたびか改訂を経て今日に至っています。

そこで寺院に関係の深い税金について現在の規定に基づいて概説いたしましょう。税金には大別して国税と地方税があります。

一、国税について

①法人税

宗教法人は教義の普及、儀式行事の举行、信者の教化育成などを目的に法により人格を与えられた組織です。従って、通常の商品と異なり営利事業を目的として設立された法人ではないので、非営利法人と称されます。税法ではこれを「公益法人等」と称し、原則として法人税が課されることはありません。しかしながら、宗教法人、寺院もそうですが、本来の目的を遂行する上で付随的に一般の会社と同一の事業を行うこともあります。例えば物品販売とか駐車場経営とか。このような事業から生ずる所得に対しては、課税の公平という観点から法人税が課されるのです。ただし法人税法では同法第四条に規定する「収益事業」を営む場合に限り、通常の営利法人と同じく法人税を納める義務があると規定しています（これを限定列举という）。

現在では三十三業種が列举され、それぞれについて詳細な説明が加えられていますが、例えば物品販売であっても収益事業に当たる場合と当たらぬ場合とがあるので注意が必要ですよ。

なお最近新聞紙上で報じられていますが、公益法人に対する課税の見直しが政府において議論の俎上に上がっており、公益法人に対しても法人税を原則課税にする案が練られているようです。宗教法人は除外されているようですが、収益事業の範囲が拡大する可能性がありますにしもあらずで、目の離せないところです。

②消費税

消費税は収益事業であれ非収益事業であれ、事業の種類に関係なく、対価を伴う資産の譲渡、資産の貸付またはサービスの提供をすべて課税対象とするものです。ただし宗教法人が本来の宗教活動から獲得する対価は課税

対象外（不課税）として、課税対象から除外されます。お布施、おみくじ、拝観料等は不課税ですが、経典や供花の販売等は課税されます。しかし、課税対象となる対価の年間合計額が少額の場合（現行では二年前の年度の金額が三千万円未満）には納税義務が免除されていますので、課税対象となる対価金額が少額の寺院では概して消費税の課税問題は今のところ発生しないでしょう。

③登録免許税

土地や建物等不動産を取得し、所有権移転登記手続きをするときにかかる税金ですが、寺院が宗教活動のために使用する境内地、境内建物などの所有権移転登記については、都道府県知事の証明書を提出すれば非課税扱いとなります。墓地については当然に非課税です。

④印紙税

不動産の売買や金銭貸借などに際し作る

契約書には、金額ごとに所定の印紙を貼って、印紙税を納める義務があります。代金を受領したとき発行する領収書についても同様なのですが、公益法人が発行する領収書に限り非課税とされています。なお、法人税がかかる収益事業に関して作成する領収書であっても、宗教法人の作成する領収書にはすべて印紙税はかかりません。

二、地方税について

国税と同様に、宗教法人本来の活動に関しては原則非課税です。固定資産税と不動産取得税についても宗教活動本来の用に供する施設に限り両税とも非課税とされています。（税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進）

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどん

なご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8358

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部（財務担当）

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zemusoudan@hongwanji.or.jp